二九二二・四三―二九二三・一〇
二九二三・二〇
二九二三・九〇―二九二四・二四
二九二四・二九
二九二五・一一―二九二六・九〇
二九二七―二九・二八
二九二九・一〇―二九二九・九〇
二九三〇・二〇―二九三〇・五〇
二九三〇・九〇
二九三一
二九三二・一一―二九三四・九九
二九三五
二九三六・二一―二九三八・一〇
二九三八・九〇
二九三九・一一―二九三九・九九
二九・四〇
二九四一・一〇―二九四一・九〇
二九・四二

第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九二九・一〇号若しくは第二九二九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九二九・一〇号又は第二九二九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九三〇・二〇号から第二九三〇・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三〇・二〇号から第二九三〇・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九三〇・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類又は第三八類の材料からの変更を除く。）

第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九三六・二一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三六・二一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）

第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・四二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇類　医療用品

三〇・〇一―三〇・〇三
三〇・〇四
三〇〇五・一〇―三〇〇六・九一
三〇〇六・九二

第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・九一号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇〇六・九二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。

第三一類　肥料

三一・〇一
三一〇一・一〇―三一〇五・九〇

第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三二〇一・一〇―三二〇一・二〇
三二〇一・九〇
三二・〇二―三二・〇七
三二・〇八―三二・一〇
三二・一一―三二・一五

第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第三二・〇二項から第三二・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二・〇二項から第三二・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二・〇八項から第三二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二・一一項から第三二・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三二・一一項から第三二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三〇一・一二―三三〇一・一九
三三〇一・二四―三三〇一・二五
三三〇一・二九―三三〇七・九〇

変更又は、第三三〇一・一二号から第三三〇一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三三〇一・二四号又は第三三〇一・二五号の産品への他の項の材料からの変更

第三三〇一・二九号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三三〇一・二九号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

三四・〇一

第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。